

第三十回 参議院運輸委員会會議録第一号

昭和三十三年十二月十八日(木曜日)午前十時三十九分開会

委員氏名

委員長 大和 与一君  
理事 成田 一郎君  
理事 柴谷 要君  
理事 泉山 三六君  
理事 井上 知治君  
理事 江藤 智君  
理事 草葉 隆圓君  
理事 齋藤 昇君  
理事 館 哲二君  
理事 平島 敏夫君  
理事 三浦 義男君  
理事 森田 豊壽君  
理事 相澤 重明君  
理事 大倉 精一君  
理事 中村 正雄君  
理事 松浦 清一君  
理事 野田 俊作君  
理事 森田 義衛君  
理事 市川 房枝君  
理事 岩間 正男君

圓君辭任につき、その補欠として神原亨君及び有馬英二君を議長において指名した。

十二月十七日委員森田義衛君辭任につき、その補欠として後藤文夫君を議長において指名した。  
十二月十五日大和与一君委員長辭任につき、その補欠として大倉精一君を議長において委員長に選任した。

出席者は左の通り。

委員長 大倉 精一君  
理事 江藤 智君  
成田 一郎君  
三浦 義男君  
相澤 重明君  
委員 有馬 英二君  
平島 敏夫君  
松浦 清一君  
市川 房枝君  
岩間 正男君

委員

國務大臣 永野 護君  
運輸大臣 古谷 善亮君  
常任委員 會專門員 古谷 善亮君

委員の異動

十二月十二日委員館哲二君、中村正雄君及び柴谷要君辭任につき、その補欠として伊能繁次郎君、天田勝正君及び阿部竹松君を議長において指名した。

十二月十三日委員阿部竹松君辭任につき、その補欠として柴谷要君を議長において指名した。  
十二月十六日委員齋藤昇君及び草葉隆

○委員長(大倉精一君) それでは、ただいまから運輸委員会を開会いたします。

○委員(大倉精一君) 報告をいたします。

十月三十日、欠員中の補欠として井上知治君が、十一月四日、楠竹春彦君及び石原幹市郎君が辭任され、その補欠として伊能繁次郎君及び神原亨君が、十二月十二日、中村正雄君が辭任、その補欠として天田勝正君が、十二月十七日、森田義衛君が辭任、その補欠として後藤文夫君が、それぞれ選任せられました。

○委員長(大倉精一君) 理事の補欠互選についてお諮りいたします。先国会からの委員異動に伴い理事が三名欠員となっております。この際、補欠互選を行いたいと存じます。互選は、成規の手続を省略して、便宜、委員長から指名することに御異議ございませんか。

○委員(大倉精一君) 異議ないと認めます。

○委員長(大倉精一君) 次は、調査承認要求に関する件をお諮りいたします。今国会におきましても委員会の調査を行うため、運輸事情等に関する調査承認要求書を、本院規則第七十四条の三により提出したいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(大倉精一君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。なお、要求書の作成及び手続等は、委員長に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(大倉精一君) 御異議ないものと認めます。よってさよう決定いたしました。

○委員長(大倉精一君) 次は、海上運送法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、本法律案の提案理由の説明を願います。

○國務大臣(永野護君) ただいま議題となりました海上運送法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

現在、わが国をめぐる定期航路は、多かれ少かれ過当競争に悩まされ、その運営基礎がきわめて不安定なものが多くあります。この航路の不安定は、現在の不況のもとに一段と運賃を不安定ならしめ、海運業者の経営をより悪化させるばかりでなく、わが国の輸出入貿易を阻害し、ひいては国際収支の上に著しい悪影響を及ぼすものと考えられるのであります。

この航路不安定の原因は、何よりもまず航路安定を使命とする海運同盟の組織がきわめて薄弱であることによるのであります。ところで、この海運同盟が弱いのは、現行の海上運送法が、海運同盟に対し厳重な規制を加えておりましたため、その活動が種々制限されているからであります。従って、この規制をでき得る限り撤廃し、今日国際的な慣行となっている海運同盟の自衛手段を広く認めることにより、その本来の安定的機能を正常に發揮できるようにすることが、この際ぜひ必要と考へるのであります。このような海運同盟の強化が、今回の改正の第一の要点であります。

次に、大多數の定期航路におきましては、この海運同盟の強化により航路の安定が期待されるのでありますが、若干の航路の中には、海運同盟の結成またはその強化が困難なため、なお航路紛争が発生する場合も予想されるのであります。このような場合、事態をすみやかに解決するには、運輸大臣が所要の勧告をすることが最も適当と考えられますので、改正の第二点として、運輸大臣がきょうな調整措置を講ずることができるといたしましたのであります。

以上が、この法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(大倉精一君) 本法律案に対する質疑は、次回に譲りたいと思いますが、御異議ございませんか。

○委員(大倉精一君) 異議なしと認めます。

○委員長(大倉精一君) 御異議ないものと認め、質疑は次回に譲ることに決定いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十時四十四分散会

十二月十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、海上運送法の一部を改正する法律案

海上運送法の一部を改正する法律案

海上運送法の一部を改正する法律案

律

海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第二十八条各号列記以外の部分中「であつて左の各号に該当する事項を内容としないもの」を削り、同条各号を削る。

第三十条第四号中「正当且つ合理的な理由」を「当該航路における船腹の供給が必要に對し過剰となることその他の正当且つ合理的な理由」に改め、同条に次の一号を加える。

六 運賃のべもどし(荷主が一定期間内に一定範囲の貨物の運送をもつばら一定の船舶運航事業者に行わせた場合に、当該期間に引き続く一定期間内に一定範囲の貨物の運送をその一定の船舶運航事業者以外の者に行わせないかつたことを条件として、当該運賃及び料金の一部を返還すること)をいう。以下同じ。による。

り荷主を不当に拘束し、又は運賃のべもどしにより荷主を不当に拘束する明示若しくは黙示の貨物の運送に関する結合、協定若しくは申し合わせに参加すること。

第三十条の二中「各号列記の部分を除く。」を削る。

第三十一条中「第二十八条各号若しくは」を削る。

第三十二条を次のように改める。

(運送秩序に関する勸告)

第三十二条 運輸大臣は、定期航路事業者(定期航路事業を営もうとする者を含む。)と他の定期航路事業者との間に貨物の運送について過度の競争を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その競争が定期航路事業の健全な発達を阻害するおそれがあると認めるときは、当事者に対して競争の停止又は防止のため必要な措置をとるべきことを勧告することができ

附 則

この法律は、公布の日から施行する。